

第 9 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 18 年 11 月 28 日（火） 午前 10 時 00 分～午後 12 時 00 分
場 所	丸亀市役所 別館 5 階 第 1 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 朋子、宇佐美 功、大西 綏子、岡本 恵子、奥村 素一、河野 忠生、酒井 明世、佐藤 智恵子、高木 新仁、橘 節哉、細川 滋、松本 濱一 （五十音順、敬称略）〔以上 12 名出席〕 〔丸亀市〕 藤岡企画財政部長、直江総務部長、木村生活環境部長、子川健康福祉部長、熊井都市整備部長、三好文化部長、西岡消防次長、藤田企画課長、宮川財政課長、木谷職員課長、立岡秘書広報課長、森中生活課長、倉本クリーン課長、十河市民課長、瀧田住宅課長、大東教委総務課長、泉学校給食センター所長、山内河川公園課副課長、小國消防総務課副課長、大西消防予防課副課長、宮浦文化課副課長、奈良住宅課住宅担当長、徳永河川公園課、奥田住宅課、笠井行政改革推進室長、窪田行政改革推進室
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 岩村 浩二、平井 靖士、宮武 明美 〔以上 3 名欠席〕
議 題	(1) 集中改革プラン（9 月末現在）の推進状況について (2) 丸亀市財政健全化計画（第一次改定）について (3) 「更なる指針（総務省）」について (4) その他

会 議 概 要

酒井会長：ただ今より第 9 回丸亀市行政改革推進委員会を開催します。早速ですが、議事に入ります。議事(1)「集中改革プラン（9 月末現在）の推進状況について」事務局より説明を求めます。

行革室(窪田)：（議事(1)「集中改革プラン（9 月末現在）の推進状況について」説明）

- ・資料 1 により「集中改革プラン」数値目標記載方法の変更について説明
- ・資料 2 により平成 18 年度「集中改革プラン」上半期実施状況を報告

酒井会長：ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

岡本委員：市のホームページで、平成 19 年度から指定管理者に移す予定であった富士見坂公園への指定管理者の募集に応募がなかったという結果を見ました。集中改革プランの資料編には、平成 20 年度にも新たな公園を指定管理者に移すという計画がありますが、効果額は見込んでいません。そもそも効果額はゼロなのに、公園を指定管理者に移したいというコンセプトは何なのかをお知らせいただきたいと思います。また、そのコンセプトの中で今回募集した公園に応募者がなかったということにどのような対処をしていくのかお伺いします。

もうひとつは、城北コミュニティセンターは平成 19 年度から城北コミュニティが指定管理者となり運営していくことになるようですが、その他に市内には 17 箇所にコミュニティセン

ターがあります。市は、どういうコンセプトで、どういったメリットを想定してコミュニティセンターに指定管理者を導入していこうと考えているのかお尋ねします。それとは別に、コミュニティ側に指定管理者にして欲しいといったような要望があるのかどうか、地域の現状を調査しているのかどうかをお伺いします。

生活課長：コミュニティセンターのご質問にお答えします。コミュニティセンターへの指定管理者制度導入については、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、施設管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上とコストの縮減を図っていこうとするものです。平成19年度には、城北コミュニティセンターに指定管理者を導入し、平成20年度からは市内全域のコミュニティセンターについて、できるところから指定管理者制度を導入したいと考えています。コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するメリットについては、地元コミュニティが指定管理者となることで、一定の制限はあるものの地域の実情に合ったより利用しやすい施設となるとともに、地元で開館時間や利用料金を設定できるようになり、サービス面での向上も期待しているところです。

また、住民ニーズについては、地元コミュニティのご理解とご協力が必要不可欠でありますので、これまでも協議をしながら進めてきましたが、今後も十分に地元コミュニティと協議をしながら進めていきたいと考えています。

岡本委員：住民側の要望ではなく、市がコスト削減や住民サービスの向上のために推進しているということですね？

生活課長：指定管理者制度の主旨でもありますので、コスト削減と住民サービスの向上といった観点から推進しているということです。

生活環境部長：補足すると、指定管理者制度を推進するにあたりコミュニティの会長会に指定管理者制度についてご説明したところ、3箇所のコミュニティからやってもいいといった意見はいただいていた。その中で最終的に城北コミュニティに指定管理者制度を導入したということです。

岡本委員：地域の実情を調査したということではないのですね？

生活環境部長：地域の実情を調査したというのではなく、指定管理者制度についてご説明する中で、先ほど申し上げたような意見があったということです。

河川公園課(徳永)：公園管理に係る指定管理者制度導入についてお答えします。まず、指定管理者制度を導入する理由についてですが、従前より地域公園については、自治会や老人会など地元団体に除草清掃など比較的簡単な維持管理をお願いしてきたところです。そこで、地域に密着した公園については、住民や利用者で組織された団体が主体的に管理するほうが効率的であること、また災害時の非難場所としての公園活用や地域での多面的な有効活用が可能となることなどから、指定管理者制度への移行を検討したところです。確かに、たちまちの効果は見えにくいのですが、行政と地域市民活動団体の協働を促進することにより、公園管理に止まらず主体的に地域の課題解決が図られ、より効率的な行政運営に資する取組になるものと考えています。

次に、富士見坂公園の指定管理者が中止になった理由と次年度以降の予定についてですが、富士見坂公園の指定管理者が中止になりましたのは、指定管理者としての応募があった団体

からの提出書類に、募集要項で必要とされている代表者の納税証明に係る書類がプライバシーに関わるとの理由から提出されなかったため、受付できず応募者なしとさせていただいたところです。次年度以降につきましても、富士見坂公園を含め集中改革プラン資料編に記載している公園については指定管理者制度を導入する予定にしています。ただし、指定管理者の応募条件に、非課税の地縁団体の代表者に完納証明を求めることについては検討するとともに、地縁団体の管理運営能力の調査や相互協力を進めたうえで導入していきたいと考えています。

岡本委員：応募してきた団体の代表者個人の納税証明が必要であったということですか？

河川公園課(徳永)：指定管理者の募集にあたり、その募集要項の中で他の募集要項と同様に、団体と団体の代表者に納税証明の提出を求めたわけですが、応募団体が地縁団体であったため、団体としては課税対象となっていなかったもので、少なくとも代表者の納税証明の提出を求めたところです。このことについては、再度企画課と協議して来年度以降取り組んでいきたいと考えています。

岡本委員：企画課では、そのことについてどのように考えているのですか？

企画課長：法人格を持った団体については、その法人の所得状況や納税状況を把握できますが、法人格を持っていない団体については、その代表者で納税状況を判断しようとしたわけです。特に今回は自治会であったということ、またコミュニティであっても同様ですが、法人格を持っていないこういった団体の取扱いが今後問題になってくると考えています。もう少し検討させていただきたいが、本来的に法人格を持っている団体については、納税証明等でその能力等が十分把握できると思うが、法人格を持っていないところに個人としての代表者へそれを求めることがいいのかどうかは議論の分かれるところです。入札関係の場合ですと、個人の場合であれば個人の証明を求めているので、それに準じて今回は募集したところですが、このような事例が出てきましたので、今後検討していかなければならないと考えています。

岡本委員：地域との協働や地域での課題解決に向けて、公園管理の指定管理者に地元団体をお願いすることが有効だというのは、非常に分かりやすく良いことだと思うので、こういったことで出来なくなるということがないように今後検討いただきたいと思います。ただ、コミュニティセンターに指定管理者を導入することについては、市側のコンセプトもいまひとつ曖昧と感じたので、市内全域に広げるにあたっては地域コミュニティの実態を十分調査して、どういったふうに指定管理者制度を導入するのが良いのかを精査していただいたうえで、地域の活性化につながるような形での制度導入に努めていただきたいと思います。

酒井会長：集中改革プランは、緊急の課題に対処するため作られたものですが、そのプランを実行するにあたっては、細かな検討をして必要などころには費用もかけ、もっと削減できるところは削減するといったメリハリをつけて実施していただきたいと思います。その作業こそ大変だとは思いますが、担当部課での検討をよろしくお願いします。

奥村委員：今回追加する広告事業で、市の広報紙に広告を掲載するようですが、市はたくさん良い場所に施設を持っていて、その施設の前にフェンスをはっているところもあります。私の家の前にも福島駐車場があり、その前にフェンスがあるので、そこに広告をさせてもらえないかと思います。そういったことも検討いただきたいと思いますので、要望しておきます。

行革室長：市では、広告事業の実施にあたり要綱を作成し、広告事業検討委員会を設置して、広告事業の検討をしています。その中で今回の広報まるがめへの広告事業の実施を決めていますし、今後もホームページや駐車場への取組を検討しているところです。広告事業の取組にあたりましては、広報紙やホームページで募集をしておりますので、また希望するものがあればご一報いただければと思います。

岡本委員：資料中、遅れている取組にある分類番号フ１の学校給食会の補助金削減についてですが、よく分からないので、もう少し詳しく説明をお願いします。

給食センター所長：学校給食における保護者からの負担は、食材費のみを給食費として集めさせていただいており、給食を作る人件費や光熱水費を除く維持管理費は市の負担となっています。その中で学校給食会というのは、学校側と保護者により組織された任意の団体で、食材の購入と給食費を徴収し業者に支払うという業務を担っていただいています。また、学校給食センター運営委員会というのは、学校給食センターを運営していくための審議機関であり、学校給食の実施にあたってはここにお諮りをして実施をしていくということになっています。そういった中、先ほど説明にあったように給食費で賄っている食材費が、物価の高騰により非常に厳しくなってきたので、給食費の一部を学校給食会の運営費に充てるという今回の計画については、１年間様子を見させていただくということです。なお、資料にあります値上げを含めて検討するというのは、来年や再来年にすぐに上げるということではなく、状況を保護者にご相談しながら検討させていただき、最終的に値上げということになれば運営委員会にもお諮りして決めていくということですので、申し添えておきます。

奥村委員：昨日の新聞で、学校給食費の滞納が全国で約１８億円あるという記事を見ましたが、本市の状況はどのようになっていますか？

給食センター所長：学校給食費については私の所管外であり、本来私の方からお答えすることではありませんが、学校給食会には、学校から全額納められています。ただ、学校では個々にいろいろな問題を抱えているようです。

河野委員：給食費のことについては、昨日テレビでもしていましたが、給食費を払えるのに払わない親御さんのおいでで、それを学校の先生が立て替えて完納しているということでした。丸亀ではそういったことは無いのですか？

給食センター所長：文部科学省から緊急で調査があり、学校教育課の方で平成１７年度の状況を調査しているようです。

河野委員：その報道では、学校給食費を賄えなかったら給食の質を低下させるというようなことであつたが。

給食センター所長：それは、そこの市の考え方であり、丸亀市ではそういったことはありません。

河野委員：食育も重要なことだと思うので、いろいろと十分に気をつけてこの問題にあたっていただきたいと思います。

岡本委員：食材費を給食費で徴収しているのに、食材費の高騰で計画が遅れるというのが疑問なのですが、この計画はいつから実施するのですか？

給食センター所長：食材の調達方法や調理方法など内部努力を実施することにより、１年間様子を見させていただいて実施するかどうかを決めたいということです。ただ、実施する場合でも計

画にあるパーセンテージどおりになるか、それより少し小さい割合になるかもしれません。

岡本委員：計画では平成 18 年度に PTA と協議となっていますが、取組内容欄には PTA 連絡協議会に諮る予定が諮れていないような記載になっています。PTA との協議状況はどのようになっていますか？

給食センター所長：学校ごとの PTA 役員会に個別で協議を実施していつているところであり、今現在は、まだ全部の学校を回れていないといった状況です。

岡本委員：それでは、全 PTA を回るのが平成 19 年度に終わって、保護者の方々の理解を得られたら、平成 20 年度からパーセンテージは別にしてこの計画を実施する見込みはあるということですね？

給食センター所長：そうです。

大西委員：保育所の民間譲渡等や保育所・幼稚園の民営化方針等の策定の計画で、就学前教育検討会が 4 回開催されているようですが、その内容について教えてください。

健康福祉部長：就学前教育検討会は、市内の児童課や教育委員会の関係課などにより設置された内部の会であり、これまで 4 回の会議を開催しています。会議では、旧 1 市 2 町間で幼稚園と保育所の就学前児童の取扱いが違っておりましたので、その統一に向けて協議研究を進めてきたところです。しかし、旧 1 市 2 町間でそれぞれの思いがあって取り組んできたものを、合併を機にすぐに変えてしまうのは非常に難しく、また子どもたちに与える影響も大きいので、9 月議会に付属機関の設置について上程し、「就学前教育・保育検討委員会」を設置することにしたところです。今後は、そこでの審議をいただいて新しい丸亀市での就学前児童の教育・保育の統一したあり方を決めていこうということになっています。また、民営化にあたりまして、保護者の理解と子どもたちへの影響を最小限に止めることが最も重要ですので、取り組んだらすぐに方針が変わるということがないように、本市の就学前児童の教育・保育のあり方を確立して、その方向に沿った民営化に取り組んでいきたいということで、今回の計画については「遅れている」というご報告にさせていただいています。

大西委員：保育所も幼稚園も民営化という方針になるのですか？

健康福祉部長：保育所につきましては、現在市内に 26 保育所あり、公立が 18・私立が 8 となっていますので、他市と比較しても公立保育所の占めるウェートが大きくなっていますことから、公立保育所に民間活力を導入して保育所の民営化を図っていきたいと考えています。

大西委員：幼稚園もそうなるのですか？総合施設となっても同様ですか？

健康福祉部長：幼稚園は教育委員会の所管となるので私からは申し上げられませんが、総合施設については、集中改革プラン策定後に幼稚園と保育所の枠を超えた「認定こども園」という制度が示されました。しかし、現在の状況では、認定こども園は希望する子どもたちは誰でも受け入れるのですが、その中で保育所対象児童は厚生労働省が見て、幼稚園対象児童は文部科学省が見るということになり、またそのどちらにも属さない児童というのも出てきて、その子たちは国ではなく市に任せるということで、本市としてはあまり良い制度ではないと考えています。香川県下でも、この制度に手を上げているところはないということを聞いています。今の段階では、総合施設というのは難しいと考えています。

大西委員：さしあたっては、保育所の民営化を考えているわけですね？

健康福祉部長：民営化にあたっては、今現在は旧 1 市 2 町での幼稚園と保育所のあり方が違いますので、民間事業者を募集するのも難しい状況ですので、就学前児童の教育・保育のあり方を統一してから募集をしていきたいと考えています。また、計画を打ち出してからでも民営化には 2 年・3 年かかりますので、今も保護者会等には機会があるごとに保育所の民営化の話はさせていただいております。ただ、このプランを策定した後に、大阪や横浜などで保育所の民営化などの裁判に関する新聞記事も出ておりますので、相当慎重に取り組んでいく必要があると考えています。

秋山委員：今回遅れていると報告いただいた計画は、平成 19 年度には実施できる目処がついているものなのかどうか、教えていただきたいと思います。

行革室長：遅れているものについては、担当と協議しながら実施していきたいと考えています。しかし、正直なところ中にはできないものもあるだろうと思っています。具体的には、ごみ減量化の推進による負担金の削減は、その負担金の中にクリントピア建設時の借金が含まれていますことなどから、いくらごみを減らしたからといっても計画に記載している金額の削減はできないと思っています。ただ、借金の返済が終わってきたら、大幅に負担金の額が減ると考えています。

岡本委員：そういった計画については、計画変更を考えてもよいのではと思います。あと、遅れている取組の中で、具体的な説明の無かった「窓口サービスの一元化」と「外出支援サービス事業」についてご説明ください。

行革室長：窓口サービスの一元化については、市庁舎の構造的な問題から場所を一箇所にするというのは難しいので、事務的に一元化ができないかということで今原案の策定に取り掛かっているところです。外出支援サービス事業については、社会福祉協議会が市からの団体補助を受けて、その中で綾歌・飯山でバスの送迎事業を実施していますが、1 市 2 町のバランスを考えた中で平成 19 年度以降に廃止を含めて検討いただくよう働きかけをしています。

岡本委員：それらの計画について、担当課はいつから実施していく計画なのですか？

健康福祉部長：外出支援サービス事業については、今年度から社会福祉協議会全体の補助金を減額した中で、いったん廃止という考えもあったのですが、保健福祉センターや湯船道の入浴施設などへのバス利用者からの強い要望により、バスを 2 台から 1 台に削減し回数も減らすなどの見直しをしたうえで維持、継続しています。今のところ、利用者の方が代替として使えるようなコミュニティバスがありませんので、コミュニティバスの運行ダイヤの見直しとあわせて社会福祉協議会には早く廃止も含めた見直しをするよう働きかけをしています。

橘委員：少し違った視点になるが、行政改革などをするうえにおいて市のパワーとして、企業誘致などが必要であると思います。市は、どのような基本姿勢で企業誘致に取り組むのか、またどういった場所や条件を考えているのか教えていただきたい。企業誘致も、官と民が一緒になって取り組むもので、基本姿勢を広く一般に知らせておく必要があると思いますので、お尋ねいたします。

企画財政部長：企業誘致は、産業部商工観光課の所管事務となりますが、今のところこういった戦略で企業を誘致していこうという具体的な戦略はありません。ただ、臨海部において残されている市の用地については、有効活用いただける企業に来ていただいて企業展開しても

raitaiという事で努力をしております。具体的には、蓬萊町にある用地に、昨年企業を誘致したところ誘致先が見つからず、本年度は売却しても買い手はないだろうということで、定期借地で貸し出してみたところリサイクル業者が工場を建設することになりました。もう1件は、本市の野積み場に工場拡張の話がまとまりましたので、12月議会に用地の売買の契約に係る議案を上程することになっています。あと1件が、今回遅れているとご報告させていただいた今治造船と東洋テックスに囲まれたところにある貯木場を埋め立てて、そこに市内の業者に企業展開していただこうと計画しているものとなります。

酒井会長：削減とか合理化といった計画が前面に出ている中で、削減ではなく増えてくるような方向での改革も進めていただきたいと思います。

橘委員：市が協働を図る策というものを企業誘致といった面でも持っていただきたいと思います。そのためにも、市の基本的な考え方や姿勢がいろいろな所で享受をされる必要がありますので、そういった場づくりなどにも取り組んでいただきたいと思います。ある限られた所で情報を提供して処理をしようとするのでは、積極性が生まれえない可能性があります。

酒井会長：他に質問や意見はございませんか？無いようですので、議事(2)丸亀市財政健全化計画（第一次改定）について事務局より説明をお願いします。

行革室(窪田)：（議事(2)「丸亀市財政健全化計画（第一次改定）について」説明）

酒井会長：何かご意見等ございますか？

松本委員：4ページ(3)のところで、平成19年度以降についても、景気回復等により当初算定より歳入の増額修正をしているようですが、見通しが甘くはありませんか？それと、5ページ5の財政健全化に向けてのところで、外部環境がどうであれ、それに左右されないような予算・決算であるべきと考えますが、いかがですか？

財政課長：歳入の増額修正についてのご質問ですが、本市の財政は市税と地方交付税が大きな財源となっています。この仕組みとしては、税が増えれば交付税が少なくなり、逆に税が減れば交付税が増えるということになっていますので、今現在景気も回復基調にあり法人税等も増収している状況を踏まえて、平成19年度以降の市税収入額をおき、それに見込まれる交付税額をおいているということで、決して甘い見通しをおいたものではございません。また、外部環境の変化に関わらず健全財政に努めていくべきとのご指摘については、当然のことでありまして、今現在、合併後の競艇事業収入や市税・交付税の減少といった歳入環境の悪化を踏まえて、職員の不補充をはじめ、平成18年度から平成20年度までの集中財政再建期間における職員の給料カット、また緊急避難的な措置を講じながら、その減少した歳入に見合った歳出構造に作り変えるといった取組みを進めているところです。そして、先ほどご説明したとおり平成21年度には単年度収支を黒字化、平成24年度には累積収支を黒字化していくという計画としており、この姿勢については何があろうとも変えない方針としていきたいと考えていますので、よろしくご理解をお願いします。

酒井会長：他に何かありますか？無いようですので、議事(4)「更なる指針(総務省)」について事務局より説明をお願いします。

行革室(窪田)：（議事(3)「更なる指針（総務省）について」説明）

酒井会長：質問等はありますか？

岡本委員：ひとつお願いします。資料にもありましたし、市の行革大綱や集中改革プランにも掲載されている職員の定員や給料の情報公開について、市ではホームページ等でかなり詳しく情報公開がなされているようですが、例えば高松市では、数字の書き方が単に数字の羅列ではなく、2億3千万円というように数字に漢字で単位を付けていたり、職員数の情報には部門ごとの人数や年次ごとの変化及びその変化した理由が記載されていてすごく見やすく分かりやすかったです。決して高松市の公表の仕方が良いといっているのではありませんが、市民に分かりやすい情報開示の方法をもう少し検討いただきたいと思いますので、お願いしておきます。

職員課長：平成17年度からはじまった制度により情報開示しているのですが、基本的に市では情報開示の徹底のところに気を使いすぎたかなと感じています。誰が見ても分かりやすい情報開示といったことに、今後気を使っていきたいと思います。それと、職員数の増減の理由については、平成17年度が本市の合併と重なったため、一つひとつ理由をコメントするのが難しかったので出来ていませんが、通例は増減理由もコメントして公表するようになります。平成17年度が特別なケースとしてご理解いただきたいと思います。

酒井会長：集中改革プランの進行管理についても、遅れている取組等についてはご報告いただいています。大部分の順調に進んでいる取組の中にも、実は計画の実施にあたっては不都合が生じているようなものもあるのではないかと思います。先ほどの職員数増減の理由と同じように、順調な取組についても進行状況を公表してはどうかと感じています。

行革室(窪田)：集中改革プランの進捗状況については、すべての取組について、集中改革プラン進行管理表の左半分の様式で市のホームページに掲載しています。また、以前の会で岡本委員からご指摘をいただき、遅れている取組については黄色でマーキングして公表しています。

酒井会長：他にありませんか？無いようですので、その他の事項を事務局よりお願いします。

行革室(窪田)：次回の会議については、3月を予定しています。日程等については、会長と相談してご案内させていただきますのでよろしくお願いします。

酒井会長：それでは、本日の会議は以上で閉会します。ご審議お疲れさまでした。